
練馬区立光が丘第四中学校
適正配置実施計画

平成29年3月
練馬区教育委員会

1 策定の目的

教育委員会では、光が丘第四中学校を平成30年度末で閉校することを基本とする「光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針」(以下「対応方針」とします。)を策定しました。

この「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」は、対応方針に基づき、光が丘第四中学校の適正配置を円滑に進めるため、閉校までの間の教育活動への支援など具体的な取組を定めることを目的としています。

2 光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針

練馬区立光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級(平成24年度は7学級)で推移してきました。平成28年度は、第1・第2学年で単学級となり、全校で4学級になりました。今後も、生徒数、学級数の回復は見通せない状況です。

教育委員会は、小規模校ならではの良さはあっても、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに集団生活を通じた豊かな人間性や社会性を育む機会を提供することが困難な状況となると考え、平成28年9月に閉校を基本とする今後の対応方針案をお示しました。

対応方針案については、8回にわたり説明会を開催し、保護者や地域の皆さまのご意見を伺ってきました。説明会でいただいたご意見を踏まえ、光が丘第四中学校を在校生が全員卒業できる平成30年度末で閉校する対応方針を平成28年12月に、つぎのとおり決めました。

< 光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針 >

光が丘第四中学校については、現在の1年生が卒業する平成30年度末まで存続させる。

平成31年度以降、光が丘第四中学校の通学区域を光が丘第三中学校の通学区域へ編入する。

現1・2年生（特別支援学級の生徒を含む。）が転校を希望する場合は、希望校への転校について配慮する。

生徒・保護者の多様な教育相談に応じるため、早急に、心のふれあい相談員を増やし、専門家や講師の派遣により、教育相談体制等を充実する。

教員が生徒と向き合う時間をより多くつくり、きめ細かな学習指導を行うため、学力向上支援講師、部活動外部指導員の配置などにより指導体制を充実する。

現1・2年生で転校を希望する生徒の学用品の公費負担を行う。

ただし、対象となる範囲は別途検討

光が丘第四中学校を希望する新1年生については、在校中に閉校となり、転校が必要となる旨を丁寧に説明する。

光が丘第四中学校の通学区域の新1年生で、光が丘第三中学校を選択する場合は、抽選扱いとしない。

光が丘第四中学校と光が丘第三中学校以外を選択する場合は、抽選扱いとするが、当選しなかった場合であっても個別の事情について配慮する。

中学校の選択制度は、平成27年6月に改善策をまとめ、改善に向けた取組を行っている。今後も課題を整理しながらより良い制度運営に努める。

3 光が丘第四中学校の教育活動への支援

平成30年度末の閉校までの間、光が丘第四中学校の掲げる教育目標を実現するため、教育活動への支援を行います。

3.1 教育相談体制等の充実（方針 関連）

生徒・保護者の多様な教育相談に応じるため、都から派遣されているスクールカウンセラー以外に区独自の心のふれあい相談員¹を配置しています。閉校に伴う生徒や保護者の不安や動揺をできる限り軽減するため、学校の意向に基づき、心のふれあい相談員の増員配置や時間増を実施します。また、相談室での対応だけでなく、授業中や休み時間の見守り等により、教育相談体制等をさらに充実します。

3.2 指導体制の充実（方針 関連）

学習面の支援として、少人数指導やチームティーチング²を行うための教員や学力向上支援講師³を配置します。少人数を生かした授業をさらに分割して、生徒一人ひとりの個性や学習状況に応じたきめ細かな指導を行っていきます。また、放課後や夏休みなどに生徒への学習指導を行うため、地域未来塾⁴の講師派遣を行います。

学校生活全般では、一人ひとりの生徒の個別指導を充実するために、学校生活支援員や学校生活臨時支援員⁵を配置します。また、学校行事を通した近隣の中学校との交流を進めるため、可能な限り合同で学校行事を実施できるよう検

¹ 心のふれあい相談員：児童からの相談を受け、話し相手になり、児童の悩みや不安、ストレスなどを和らげるために区が配置している相談員。

² チームティーチング：複数の指導者が協力して行う授業方式のこと。

³ 学力向上支援講師：担任との連携のもと、児童・生徒に対する少人数指導や個別指導を行う講師。

⁴ 地域未来塾：家庭での学習が困難な児童・生徒や、学習習慣が十分身につけていない児童・生徒に対して、学習支援を行うことで、学習習慣の確立や基礎学力の定着を目指す学習の場。

⁵ 学校生活支援員・学校生活臨時支援員：特別な支援を必要とする児童・生徒への学校生活上の介助や学習上の支援するために区が配置している支援員。

討します。

部活動の指導では、部活動外部指導員⁶を増員配置し、生徒のニーズに応える部活動の環境を整えます。また、部活動を近隣中学校と合同して行う機会を設けていきます。

3.3 新たな小中連携グループによる教育活動の推進

教育委員会では、小学校から中学校への段差を低くし、小学生がより意欲をもって中学校に進学できるように、出前授業や部活動体験など、様々な小中連携の取組を進めています。

これまで光が丘第四中学校は光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校と、また光が丘第三中学校は光が丘夏の雲小学校と小中連携教育を進めてきました。平成31年度から光が丘第四中学校が閉校となることを見据え、小中連携グループの見直しを行い、小中連携教育の継続と発展に努めます。

⁶ 部活動外部指導員：学校における部活動において、顧問教員の指導に従い、知識や経験などに基づき、専門的な技術指導を行っている学校の教職員以外の指導員。

4 . 閉校に伴う通学区域の変更の特例措置

(指定校変更事務処理基準第 8 条関係)

4 . 1 在校生の対応 (方針 関連)

平成30年度末までに、光が丘第四中学校の在校生が他校への転校を希望する場合は、学級編制上の特段の理由がない限り、希望校へ入学できるように配慮します。

なお、特別支援学級で指導を受ける生徒についても、入学先や通級先の変更の希望がある場合は、個別に相談を行い、希望校について配慮します。

4 . 2 新入生・転入生の対応 (方針 関連)

平成31年度から、光が丘第四中学校の通学区域は、光が丘第三中学校の通学区域に編入します。

平成29・30年度の入学（転入生を含む。以下同じ。）において、光が丘第四中学校の通学区域から光が丘第三中学校を希望する場合は、光が丘第三中学校へ入学することができます（光が丘第三中学校を通学区域の学校と見なすため、学校選択制の抽選扱いとはなりません。）

学校選択制により光が丘第三中学校以外の学校を選択した場合で、抽選から外れた場合は、個別に相談を行い、入学先について配慮します。

平成29・30年度の入学において、光が丘第四中学校の入学を希望する場合は、入学することができます。その場合は、卒業するまでの間に転校となることなどを説明し、転校の際は、上記「4 . 1 在校生の対応 (方針 関連)」と同様の対応を行います。

5 閉校を円滑に進めるための取組

光が丘第四中学校の閉校を円滑に進めるため、平成31年3月末までの間に、学校、保護者や地域の方々などの協力を得て、以下の取組を進めていきます。

5.1 (仮称)準備会の設置

閉校に向けて、光が丘第四中学校の校長および保護者の代表、町会・自治会代表などで構成する(仮称)準備会を平成30年度に設置し、歴史の保存、閉校式の開催などについて協議を行います。また、必要に応じ、通学区域の編入先である光が丘第三中学校の学校関係者の参加を求めます。

閉校に向けた準備の進捗状況や準備会の協議内容については、「(仮称)準備会だより」や教育委員会ホームページなどにより、適宜、保護者や地域の方々へ情報提供をしていきます。

5.2 学級編制と教職員配置

閉校までの間、光が丘第四中学校の生徒数が少なくなったとしても、生徒の教育に支障が生じないように学級編制を行い、教職員を配置していきます。光が丘第四中学校には、閉校年度となる平成30年度に正規教員を1名増員配置します。また、光が丘第三中学校において、平成31年度に光が丘第四中学校の生徒を受け入れるにあたっては、生徒の状況に配慮した学級編制と教職員配置を行うとともに、平成31年度と平成32年度に正規教員を1名増員配置します。

5.3 特別支援学級(よつば学級)

平成30年度末に光が丘第四中学校が閉校となるまで、よつば学級(光が丘第四中学校の情緒障害等通級指導学級)は光が丘第四中学校の学級の1つとして存続します。そのため、現在、よつば学級に通っている生徒は、中学校を卒業するまで指導を受けることができます。

また、平成30年度によつば学級に在籍する生徒で、平成31年度以降も引き続

き指導が必要な場合は、新たに開設を予定している特別支援教室での指導も含めて、新たな指導先を確保します。

なお、練馬区では、小学校において発達障害の児童への支援を充実させるため、平成28年4月から3か年をかけて、全ての小学校に特別支援教室の設置を進めています。このことにより、在籍している学校で必要な指導を受けることができます。

東京都教育委員会は「東京都発達障害教育推進計画」や「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」の中で、中学校においても特別支援教室を設置する構想を進めており、練馬区でも平成31年度以降、全ての中学校において特別支援教室の設置を予定しています。今後、東京都の動向を踏まえて、準備を進めていきます。

5.4 学校指定用品への配慮（方針 関連）

転校に伴い必要となる下表の学校指定用品や副教材（3年間通じて使用するものに限る。）について、その費用を区が負担します。

また、購入によらず、リサイクル品をご希望される場合は、転校先の学校と調整します。

公費負担の対象とする学校指定用品（案）	
男子：標準服上衣・ズボン	トレーニングシャツ（男・女）
男子：ネクタイ	トレーニングタイツ（男・女）
男子：夏ズボン	半袖シャツ（男・女）
女子：標準服上衣・スカート	半袖クォーターパンツ（男・女）
女子：ニットベスト	上履き兼体育館シューズ
女子：リボン	
女子：夏スカート	

平成29年4月1日から31年3月31日までの間で、閉校に伴う転校に限る。

6 跡施設等の活用の基本的な考え方

跡施設等(統合により学校として使用されなくなった敷地や建物)の活用は、区全体の重要な課題です。

将来人口の見通しや区民ニーズの変化などを踏まえ、地域の方々のご意見を伺いながら今後検討していきます。

資料編

資料 1 適正配置の必要性および対応
方針策定までの経過

1. 1 適正配置の必要性和第一次実施計画

練馬区では、小学校児童数は昭和54年、中学校生徒数は57年をそれぞれピークに減少傾向に転じ、現在の区立学校（区立小中学校をいいます。以下同じ。）の児童・生徒数はピーク時の約6割程度となっています。複数の区立学校において小規模化が進んでいる一方で、マンションや戸建て住宅の建設などにより、児童・生徒数が増加傾向の学校もあります。児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び成長することができるよう、学校の適正配置を進めていく必要があります。

練馬区教育委員会では、平成17年4月、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「基本方針」とします。）を策定し、過小規模校および過大規模校の適正配置の進め方を示しました。また、5か年の実施計画を策定して、区立学校および区立幼稚園の適正配置を進めていくこととしました。

平成20年2月、基本方針に基づいて、「区立学校適正配置第一次実施計画」（以下「第一次実施計画」とします。）を策定し、平成22年4月、光が丘地域の8校の小学校を統合し、4校の統合新校を開校しました。

1. 2 学級編制標準の見直しと第二次実施計画

第一次実施計画では、計画期間3年目にあたる平成21年度に計画を見直し、平成22～26年度を計画期間とする「区立学校適正配置第二次実施計画」（以下「第二次実施計画」とします。）を策定するとしていました。

しかしながら、平成22年1月に文部科学省が学級編制標準の見直しを検討することを発表し、同年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の提言「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」において、小中学校の学級編制の標準を40人から引き下げる方針が示されました。

平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が改正され、小学校1年生の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。つづく平成24年度には、小学校2年生についても35人学級が実現できるよう教職員定数が改善されました。

平成24年9月、文部科学省は平成25年～29年度の5年間で小学校3年生～中学校3年生についても35人学級を実現するための「新たな教職員定数改善計画

案」を公表しましたが、平成25年度予算では認められず、その後も小学校3年生以上における35人学級の見通しは立っていない状況です。

教育委員会では、都道府県が設定する学級編制基準の見直しにより、必要となる教室数が増加する可能性があることから、国の学級編制標準の見直しの動きを踏まえ、第二次実施計画の検討を見送りました。なお、区立幼稚園については光が丘地域の4園における定員に対する充員率が40%まで低下したため、平成24年3月に「区立幼稚園適正配置実施計画」を策定し、平成26年3月に2園を閉園しました。

1. 3 今後の区立学校の適正配置の方向性

この間、区立学校の児童・生徒数は、区の総人口が増加している一方、少子高齢化の影響により減少し、平成28年5月1日現在、過小規模に分類される学校が小学校で6校、中学校で15校あります。また、練馬区では地域によって年少人口の変化に大きな差があり、過大規模に分類される学校は、小中学校で各1校あります。

今後少子化がさらに進展することが予想される中、教育環境の維持・向上のため、学校規模の適正化に継続的に取り組んでいく必要があります。

そこで、「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」(平成27年6月)では、児童・生徒数の動向や学校施設の改築時期、小中一貫教育の取組などを踏まえて、区立学校の適正配置を進めるため、「区立学校適正配置の新たな基本方針」について、平成28年度から検討を行うこととしています。

<練馬区の区立学校の適正規模>

練馬区教育委員会事務局では、平成29年2月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」により、区立小・中学校の適正規模を12～18学級に定めました。

適正規模を下回る学校(小学校・中学校いずれも11学級以下)を「過小規模校」、適正規模を上回る学校(小学校25学級以上、中学校19学級以上)を「過大規模校」と呼んでいます。

※国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としています。

1. 4 適正配置検討委員会の設置と光が丘第四中学校の課題

教育委員会では、区立学校の適正規模および適正配置について検討するため、区立小中学校長、小学校・中学校PTA連合会の代表者、学識経験者、教育委員会事務局の管理職から構成する「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」とします。）を平成28年5月に設置しました。

検討委員会では、平成28年7月までの間に、区立学校の適正規模および過大規模校、過小規模校への対応について3回にわたり審議を行い、この審議の中で、過小規模化が進行する光が丘第四中学校については、とり急ぎの対応が必要との中間提言を教育長に提出しました。

<区立学校の適正配置に関する提言（中間提言）（抄）>

3 過小規模校の対応について

(1) 光が丘第四中学校

光が丘第四中学校の平成28年5月1日現在の学級数は4学級（1・2年生は単学級、3年生は2学級）で、練馬区教育委員会で定める区立中学校の適正規模の11学級を下回り、過小規模校に当たります。

また、東京都教育庁が作成した平成27年度の東京都教育人口等推計では、平成32年度も同様に4学級になることが見込まれます。区立中学校は学校選択制度を導入していることもあり、翌年度以降の入学者数が著しく減少することが考えられ、学校運営上の課題が深刻化することが見込まれます。

そのため、光が丘第四中学校については、生徒にとってより良い教育環境を実現するための今後の具体的な方策について速やかに検討していく必要があります。

1. 5 「光が丘第四中学校の教育環境を考える会」の設置

検討委員会からの中間提言を受け、教育委員会事務局では、速やかな対応を図る必要があると判断しました。

平成28年8月、教育上の課題を共有することにより、生徒にとってより良い教育環境を実現するための今後の方策について検討するための会議体として、光が丘第四中学校にかかる保護者・町会・学校関係者の代表・学校長で構成する「光が丘第四中学校の教育環境を考える会」（以下「教育環境を考える会」とします。）を設置し、設置から2か月間で4回の意見交換を行いました。

1. 6 光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針

教育委員会事務局では、今後の生徒数・学級数の状況や光が丘第四中学校の課題について、「教育環境を考える会」において出された「できるだけ早く具体的な方向を示すべき」との意見を踏まえ、新1年生を受け入れる前の一定の時期に、対応方針案を示すことが必要と判断しました。

光が丘第四中学校の生徒数・学級数等の現状と将来の見通しについては、資料2（資料-14ページ）に記載しています。

そこで、平成28年9月に光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針案（以下「対応方針案」とします。）をまとめ、保護者および学区内の地域の方々を対象とした説明会を開催しました。

<光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針案（当初）>

- 光が丘第四中学校については、閉校する。
- 通学区域を光が丘第三中学校の通学区域へ編入する。
- 現1・2年生（特別支援学級の生徒を含む。）については、他校への転校について配慮する。
- 光が丘第四中学校を希望する新1年生については、在校中に閉校となり、転校が必要となる旨を丁寧に説明する。

<対応方針案を策定した主な理由>

①学級数の将来見込み	②学校運営努力の限界	③より良い教育環境の実現
<p>○27年度まで6学級で推移 (24年度を除く)</p> <p>○28年度になり2学年連続して単学級が出現</p> <p>○将来推計では回復傾向にない</p>	<p>○学校と保護者による運営努力が必ずしも学級数の維持・増加に繋がらない</p> <p>○小規模校ならではの利点はあるものの、部活動や学校行事に影響</p>	<p>○生徒数の減少により、生徒同士の学び合いに制限</p> <p>○学級数の減少に伴い、正規教員が減り、非常勤講師が増加</p>

<住民説明会の開催経緯>

- 28年9月13日 光が丘第四中学校の保護者説明会①
- 14日 光が丘第四中学校の教員説明会①
- 23日 光が丘第四中学校（特別支援学級）の保護者説明会
- 28日 光が丘第四中学校のPTA役員説明会①
- 30日 光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校の保護者説明会
- 10月4日 光が丘第四中学校の保護者説明会②
- 光が丘第四中学校の教員説明会②
- 13日 光が丘第四中学校のPTA役員説明会②
- 11月4日 光が丘第四中学校の学区域内の保護者および地域説明会
- 6日 //
- 29年2月4日 光が丘第四中学校の学区域内の保護者説明会

保護者説明会などで寄せられた主な意見と区の考えについては、資料3（資料-18ページ）に記載しています。

説明会で寄せられた意見を踏まえ、対応方針案（当初）の見直しを行いました。変更後の対応方針案は、平成28年12月に、「光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針」として教育委員会で協議・了承されました。

＜光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針＞

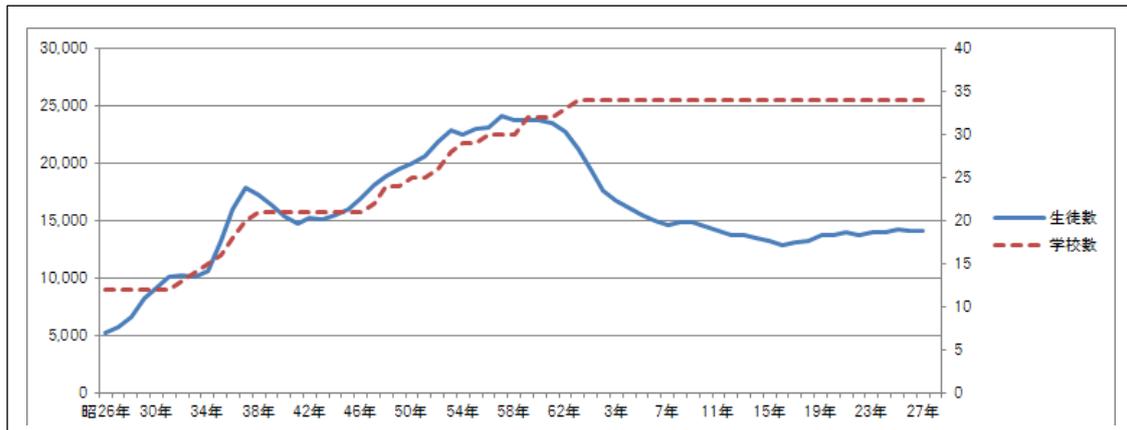
- ①光が丘第四中学校については、現在の1年生が卒業する平成30年度末まで存続させる。
- ②平成31年度以降、光が丘第四中学校の通学区域を光が丘第三中学校の通学区域へ編入する。
- ③現1・2年生（特別支援学級の生徒を含む。）が転校を希望する場合は、希望校への転校について配慮する。
- ④生徒・保護者の多様な教育相談に応じるため、早急に、心のふれあい相談員を増やし、専門家や講師の派遣により、教育相談体制等を充実する。
- ⑤教員が生徒と向き合う時間をより多くつくり、きめ細かな学習指導を行うため、学力向上支援講師、部活動外部指導員の配置などにより指導体制を充実する。
- ⑥現1・2年生で転校を希望する生徒の学用品の公費負担を行う。
※ただし、対象となる範囲は別途検討
- ⑦光が丘第四中学校を希望する新1年生については、在校中に閉校となり、転校が必要となる旨を丁寧に説明する。
- ⑧光が丘第四中学校の通学区域の新1年生で、光が丘第三中学校を選択する場合は、抽選扱いとしない。
- ⑨光が丘第四中学校と光が丘第三中学校以外を選択する場合は、抽選扱いとするが、当選しなかった場合であっても個別の事情について配慮する。
- ⑩中学校の選択制度は、平成27年6月に改善策をまとめ、改善に向けた取組を行っている。今後も課題を整理しながらより良い制度運営に努める。

資料2 光が丘第四中学校の生徒数・
学級数等の現状と将来の
見通し

2. 1 生徒数、学級数の推移

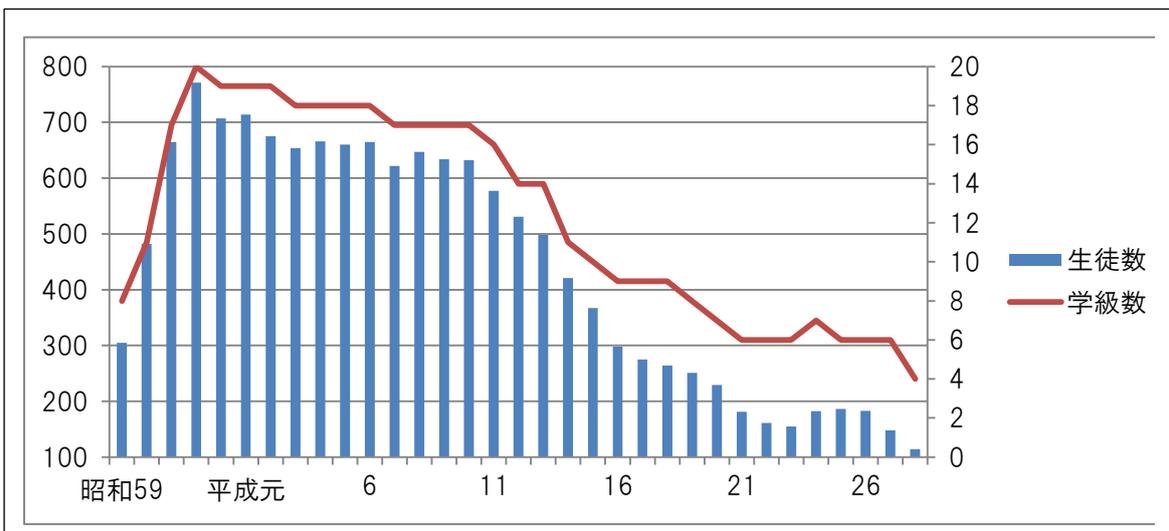
練馬区の児童・生徒数は、小学校児童数については昭和54年、中学校生徒数については昭和57年をピークに減少に転じ、現在の児童・生徒数はピーク時の約6割となっています。

【図表1】区立中学校の生徒数、学校数の推移



光が丘第四中学校の生徒数については、開校した昭和59年度に305名（8学級）でしたが、昭和62年度に771名（20学級）に増加し、ピークを迎えました。その後、減少傾向に転じて、平成14年度までは421名（11学級）で適正規模を維持していましたが、平成15年度以降は過小規模校になっています（下図参照）。

【図表2】光が丘第四中学校の生徒数、学級数の推移



【図表3】光が丘第四中学校の生徒数、学級数の変遷

年度	生徒数	学級数	学級数の変遷
昭和59年度	308名	8学級	光が丘第四中学校 開校
昭和62年度	771名	20学級	1学年最大7学級。生徒数、学級数のピーク
平成3年度	654名	18学級	1学年最大6学級（～平成11年度）
平成12年度	531名	14学級	1学年最大5学級（～平成13年度）
平成14年度	421名	11学級	1学年最大4学級（～平成15年度）
平成15年度	367名	10学級	適正規模を下回る
平成16年度	298名	9学級	1学年最大3学級（～平成20年度）
平成17年度	275名	9学級	中学校選択制度の導入
平成21年度	229名	6学級	1学年最大2学級（～平成27年度）※24年度を除く
平成28年度	114名	4学級	第1学年・第2学年で単学級出現

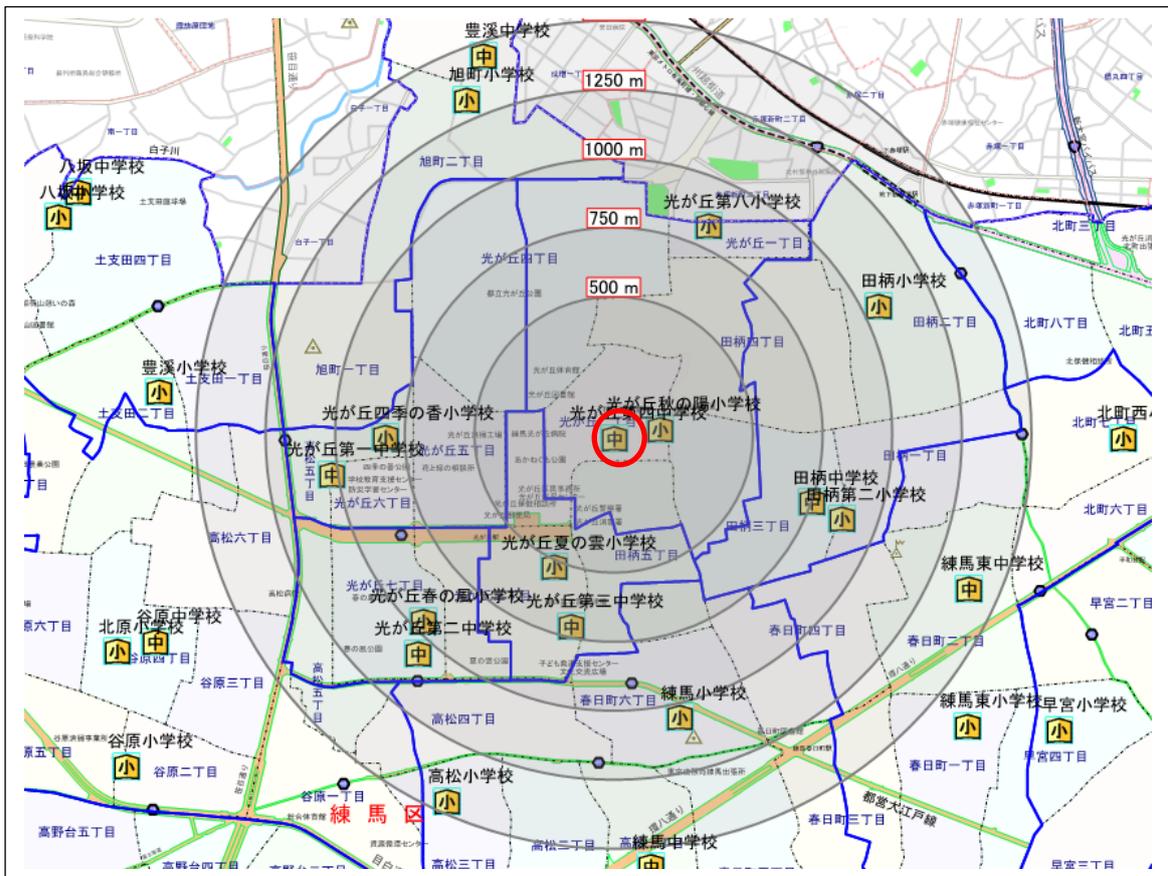
2.2 通学区域

光が丘第四中学校の通学区域は、光が丘秋の陽小学校の通学区域と光が丘第八小学校の通学区域を合わせた区域です。

【図表4】現在の光が丘第四中学校の通学区域

町丁目	番地	対象小学校
田柄三丁目	7番、12～17番、27～30番	光が丘秋の陽小学校
田柄四丁目	10～17番	
田柄五丁目	18～28番	
光が丘二丁目	1～8番	
田柄四丁目	34～49番	光が丘第八小学校
光が丘一丁目	全て	

【図表5】現在の光が丘第四中学校の通学区域図



2.3 学校施設の状況

光が丘第四中学校は、昭和59年3月建築で、平成4年に校舎西側に特別教室棟を増築しました。最も古い校舎棟でも築32年で、区内で5番目に新しく設置された学校です。その後、平成19年に校庭改修工事を、平成20年にプール改修工事を行っています。

校地面積に着目すると、光が丘第四中学校の校地は15,001㎡で、中学校の校地としては、ほぼ平均の広さの学校です。教室数に着目すると、生徒数が少ないため、教室数には余裕がある状況です。

【図表6】光が丘第四中学校の主な施設状況

教室数		主な校舎の建築年月		面積 (㎡)			
普通	特別			校地	校舎	運動場	体育館
6	31	管理・特別・普通教室棟、給食室	昭和59年3月	15,001	5,624	9,410	810
		特別教室棟	平成4年3月				
		屋内運動場	昭和59年5月				

2. 4 学校規模の見込み

2. 4. 1 生徒数・学級数の将来推計

通学区域の幼児数が増加傾向にあることから、今後、学校規模は若干回復する可能性はあるものの、直近3か年の通学区域内の学齢簿登録者に対する入学者の割合を考慮すると、生徒数・学級数の回復は見通せない状況です。

【図表7】生徒数、学級数の推移（各年5月1日現在）

年度	1年生		2年生		3年生		計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
24年度	75	3	53	2	54	2	182	7
25年度	55	2	76	2	55	2	186	6
26年度	52	2	55	2	76	2	183	6
27年度	41	2	52	2	55	2	148	6
28年度	24	1	40	1	50	2	114	4
29年度	30	1	23	1	39	1	92	3
30年度	23	1	29	1	23	1	75	3
31年度	28	1	23	1	28	1	79	3
32年度	26	1	26	1	23	1	75	3
33年度	27	1	26	1	25	1	78	3

※平成29年度～33年度数値は、東京都教育人口等推計による

【図表8】光が丘第四中学校通学区域における住民登録台帳上の幼児数・児童数

（平成28年3月31日現在）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
118	115	101	96	122	120	108	129	107	113	105	118	92

2. 4. 2 区立中学校の学校選択制度による入学状況

平成17年度から区立中学校では学校選択制を導入しており、平成28年度の区立中学校進学率は75.3%となっています。地域によって、通学区域内・通学区域外の進学者の割合にばらつきがありますが、光が丘第四中学校の通学区域内・通学区域外の入学者数の割合をみると、いずれも低くなっています。このことから、引き続き単学級の学年が頻出する可能性が高いと考えられます。

【図表9】光が丘第四中学校周辺の学校選択制による入学状況

年度	中学校名	通学区域内の学齢簿登録者 (※1) A	入学者数 B	(内訳)				通学区域外から当該中学校を選択した者 (※2) E
				通学区域内		通学区域外		
				入学者 C	割合 C/A	入学者 D	割合 D/B	
26年度	豊溪	108人	48人	46人	42.6%	2人	4.2%	2人
	光が丘第一	53人	94人	39人	73.6%	55人	58.5%	88人
	光が丘第二	69人	104人	54人	78.3%	50人	48.1%	65人
	光が丘第三	60人	86人	42人	70.0%	44人	51.2%	71人
	光が丘第四	95人	52人	48人	50.5%	4人	7.7%	4人
	田柄	206人	184人	166人	80.6%	18人	9.8%	42人
	区全体	6,139人	4,701人	3,922人	63.9%	779人	16.6%	1,234人
27年度	豊溪	83人	55人	50人	60.2%	5人	9.1%	6人
	光が丘第一	58人	104人	43人	74.1%	61人	58.7%	66人
	光が丘第二	72人	100人	48人	66.7%	52人	52.0%	67人
	光が丘第三	76人	104人	50人	65.8%	54人	51.9%	76人
	光が丘第四	119人	41人	37人	31.1%	4人	9.8%	5人
	田柄	152人	142人	104人	68.4%	38人	26.8%	50人
	区全体	5,922人	4,562人	3,744人	63.2%	818人	17.9%	1,211人
28年度	豊溪	89人	50人	46人	51.7%	4人	8.0%	6人
	光が丘第一	38人	80人	13人	34.2%	67人	83.8%	94人
	光が丘第二	62人	100人	40人	64.5%	60人	60.0%	79人
	光が丘第三	80人	106人	55人	68.8%	51人	48.1%	82人
	光が丘第四	95人	24人	23人	24.2%	1人	4.2%	1人
	田柄	175人	161人	125人	71.4%	36人	22.4%	48人
	区全体	5,909人	4,447人	3,587人	60.7%	860人	19.3%	1,279人

※1：前年10月1日現在、通学区域内の学齢簿登載者数

※2：前年11月1日現在（取り下げ前）、選択希望票の提出状況（通学区域外からの希望分）

2. 5 光が丘第四中学校閉校後の学校規模

光が丘第四中学校の閉校後（新たな通学区域に編入後）の光が丘第三中学校の学齢簿登録者に、平成28年度の区立中学校進学率（75.3%）を乗じると、適正規模が確保されることが見込まれます。

【図表10】住民登録台帳上の幼児数・児童数（平成28年3月31日現在）

現在年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
平成31年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
光が丘第三中学校	76	76	90	77	68	77	73	77	65
光が丘第四中学校	96	122	120	108	129	107	113	105	118



現在年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
平成31年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
光が丘第三中学校	172	198	210	185	197	184	186	182	183
就学見込み者数	129	149	158	139	148	138	140	136	138

2. 6 光が丘第四中学校閉校後の通学区域

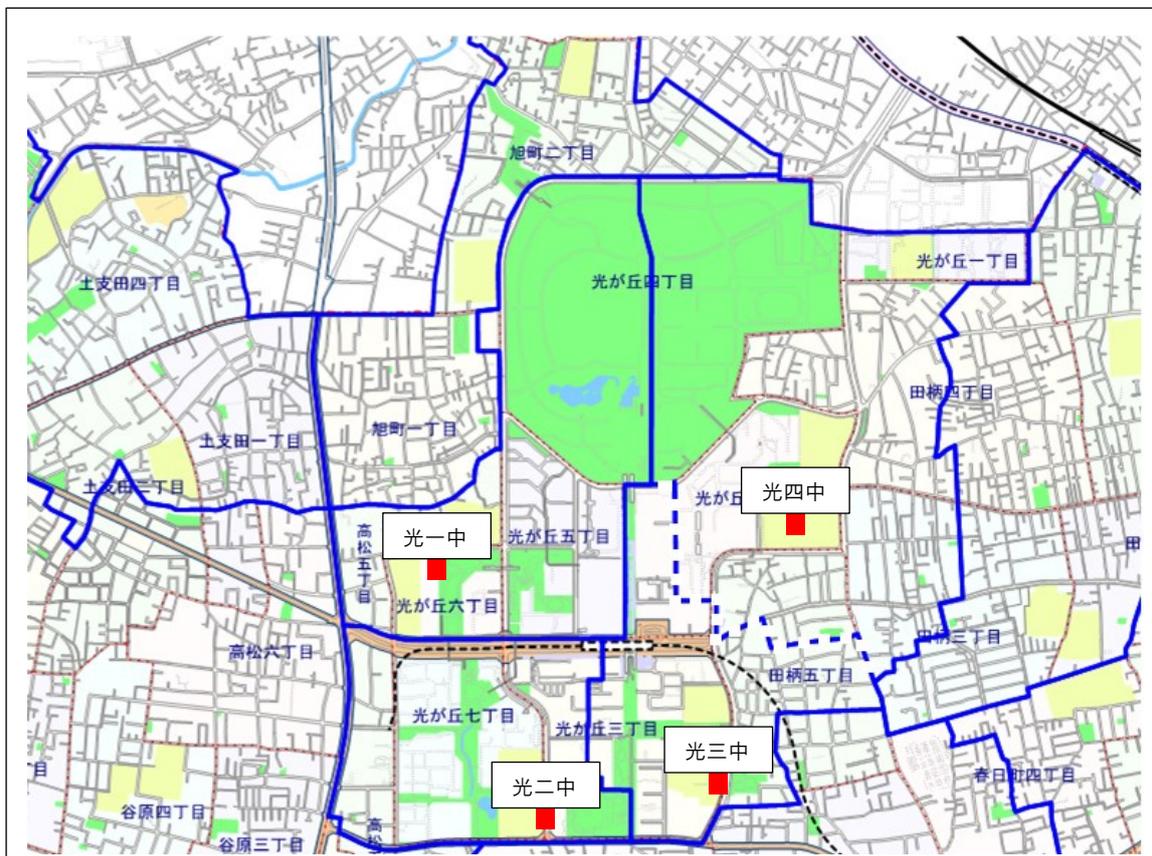
平成31年度以降の光が丘第四中学校の通学区域は、光が丘第三中学校の通学区域に編入します。

【図表11】

町丁目	番地	対象中学校	
		～30年度	31年度～
田柄三丁目	7番、12～17番、27～30番	光が丘第四 中学校	光が丘第三 中学校
田柄四丁目	10～17番、34～49番		
田柄五丁目	18～28番		
光が丘一丁目	全て		
光が丘二丁目	1～8番		
田柄五丁目	4～7番、10～17番	光が丘第三 中学校	
光が丘二丁目	9～11番		
光が丘三丁目	1～2番、3番4～9号、5～7番 8番8～12号、9番1号		

新しい通学区域は、光が丘第三中学校の校地を中心とすると、「練馬区学校施設管理基本計画」（平成29年3月）において、中学校の通学区域の目安としている概ね半径1.5kmとなります。

【図表12】平成31年度以降の光が丘第三中学校の通学区域



<通学区域の変更の検討>

光が丘第四中学校の通学区域に隣接する中学校は、豊溪中学校、光が丘第一中学校、光が丘第三中学校、田柄中学校です。また、光が丘第二中学校とは通学区域に隣接していませんが、直線で約1kmの距離にあります。

このうち、豊溪中学校、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校および光が丘第三中学校は、いずれも過小規模状態であり、通学区域の調整は困難です。田柄中学校については、平成28年度は14学級のため、適正規模ではありますが、東京都が作成する教育人口等推計では、平成32年度は12学級と適正規模の下限となることから、通学区域の調整は困難と判断しました。

資料3 保護者説明会などで寄せ
られた主な意見と区の考え

No.	主な意見	意見に対する考え
I 光が丘第四中学校の今後の対応方針について		
1	光が丘第四中学校をなぜ閉校するのか。	<p>○光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきました。平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級です。今後も、生徒数、学級数の回復は見通せない状況です。</p> <p>○生徒数、学級数の減少により、交友関係が固定化しやすく、多様な物の見方・考え方に触れる機会が少なくなります。運動会などの行事、合唱、合奏などの学習活動、部活動においても、深刻な制約が生じます。また、学級数の減少に応じて教員数が減ると、学習指導や学校行事等における指導の多様性が確保できないほか、指導方法の改善の機会が減少します。</p> <p>○学校は集団生活を通して児童生徒の豊かな人間性や社会性を育て、学力や体力の向上を図る場です。区としては、小規模校ならではの良さはあるとしても、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となると考え、光が丘第四中学校を閉校する判断をしました。</p>
2	閉校を判断するまでの検討期間が短すぎるのではないか。	<p>○光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきており、生徒数の状況を注視してきました。</p> <p>○学校は生徒数確保のため、保護者の皆さまのご協力をいただきながら努力を重ね、区としても支援に努めてきました。しかしながら、平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級となりました。</p> <p>○区では、光が丘第四中学校の将来に渡っての教育環境に強い危機感を持ち、対応方針の検討を始めました。区の内部手続きを経て、8月に学校関係者、地域団体の関係者の方などを構成員とする「教育環境を考える会」を設置し、様々なご意見を伺ってきました。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
		<p>○一方、中学校は学校選択制を実施しており、学校選択制がスタートする時期が10月上旬であることを考慮し、9月に対応方針案を定め、はじめに光が丘第四中学校の保護者の皆さまへ、つぎに光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校の新1年生の保護者の皆さまに説明を行い、地域への説明会に至ったところです。</p>
3	<p>保護者の意見を取り入れるべきではないか。</p>	<p>○光が丘第四中学校の在校生は、全ての教職員に温かく見守られて学校生活を送っています。保護者や生徒の皆さまからは、閉校しないでほしい、現在の1年生が光が丘第四中学校を卒業できるようにしてほしい、などの意見を頂戴しています。</p> <p>○区では、ご意見を踏まえて、光が丘第四中学校は現在の1年生が卒業する平成30年度末まで存続することとしました。</p> <p>○閉校しないでほしいとのご意見には反することにはなりますが、過小規模化の進行により、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となることを考え、区として、光が丘第四中学校を閉校する判断をしました。</p>
4	<p>閉校の時期を遅らせるべきではないか。</p>	<p>○中学校の学校選択制がスタートする時期に間に合うように対応方針案を公表しましたが、来年度、光が丘第四中学校に入学を予定していた児童や保護者の皆さまには、3週間程度の期間で改めて判断していただくことになりました。</p> <p>○学校選択に当たってご質問等がある場合には、ご相談いただきたいと思っております。できる限りのご支援を行ってまいります。</p> <p>○光が丘第四中学校については、過小規模化の進行により、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となると考え、区として閉校する判断をしています。</p> <p>○閉校の時期については、現在の1年生が卒業する平成30年度末としています。閉校の時期を遅らせると、さらに状況が深刻化すると考えています。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
5	光が丘地区全体で統廃合を考えるべきではないか。	<p>○光が丘地区には、光が丘第四中学校のほか、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校の3校があります。3校は、過小規模ではありますが、この5年間を見ると、11学級から9学級で安定して推移しています。また、それぞれ旭町、土支田、高松、春日町など光が丘と隣接する地域から多くの生徒が通学している状況にあります。</p> <p>○年少人口の減少が予測されている中、将来的には光が丘および隣接する地区の学校を含めた適正配置の検討が必要になる可能性はありますが、当面は推移を見守っていきたいと考えています。今回は、光が丘第四中学校の過小規模化の進行により、今後さらに教育活動に深刻な制約が生じることを重く受け止め、閉校を基本とした対応方針をお示ししています。</p>
Ⅱ 学校選択制について		
6	学校選択制度を見直すべきではないか。	<p>○練馬区教育委員会では、区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度の実現を図るため、平成17年度から区立中学校で学校選択制度を実施しています。</p> <p>○この間、二度にわたりこの制度の検証を行い、大きな見直しを行ってきました。</p> <p>○直近では、平成25年度から検証を始め、平成28年度入学から①受入れ人数の枠の見直し、②小規模校への支援の充実を行っています。今後も制度の課題を整理しながら、より良い制度運営に努めていきます。</p>
7	生徒数を増やすための努力をしてきたのか。	<p>○光が丘第四中学校の、ここ2～3年の生徒数の減少が著しかったことから、光が丘地区周辺の選択制の推移について注視してきたところです。</p> <p>○そのため、教育委員会としては、過小規模による教員不足の課題を解消するために学力向上支援講師を配置し支援してきました。また、適時指導主事による学校訪問も行ってきたところです。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
		<p>○これ以外にも、学校自体も光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校との連携を充実したり、地域の方々のご支援を受けて、光が丘第四中学校の魅力を高めるための取組を進められてきたことも認識しています。</p> <p>○しかし、このような取組を行ってきたにも関わらず、残念ながら平成28年度は第1・第2学年で単学級となりました。</p>
Ⅲ よつば学級（情緒障害等通級指導学級）について		
8	よつば学級も閉級するののか。	<p>○特別支援学級は小学校または中学校の学級の一つであり、学校教育法に基づいて、光が丘第四中学校の中に設置しています。指導に当たっては、校内全体の理解と協力体制の下で、教育の充実を図っています。</p> <p>○区の対応方針では、平成30年度末まで、光が丘第四中学校を存続することとしていますので、光が丘第四中学校が閉校となるときに、よつば学級も同時に閉級となります。</p>
9	現在よつば学級に通級している生徒はどうなるののか。	<p>○よつば学級では、特別な指導を必要とする1年生から3年生の生徒が、在籍する中学校から週1日程度通うことにより、指導を受けています。</p> <p>○対応方針に基づいて、平成30年度末によつば学級を閉級することになりますが、現在通級している1年生の生徒は、3年生の末まで、よつば学級で従来通りの指導を受けることができます。</p>
10	来年度、通級を必要とする新1年生に対してどのように対応するののか。	<p>○現在、平成29年度の新1年生に対する就学相談（教育的ニーズに応じた必要な支援を行うために就学先を決定する相談）で通級を希望する保護者には、よつば学級の閉級の時期等についてご説明した上で、就学先の決定を行っていきます。</p>
11	光が丘第四中学校の閉校後、情緒障害等通級指導学級は移転するののか。	<p>○練馬区では小学校において、平成28年4月より3か年をかけて、情緒障害等通級指導学級を特別支援教室の制度に切り替えていきます。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
		○東京都教育委員会は発達障害教育推進計画の中で、今後中学校においても特別支援教室を設置することとしており、練馬区でも検討を行っているところです。東京都やモデル事業の動向を見ながら今後の対応を検討していきます。
IV 在校生について		
12	閉校までの間の学校運営はどうするのか。	○各小・中学校においては、少人数指導やチームティーチングを行うための教員や学力向上支援講師を配置し、児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じたきめ細かな指導を行っています。教員がより生徒と向き合う時間を多くつくり、きめ細かな学習指導を行うため、学力向上支援講師、部活動外部指導員などによる指導体制を充実します。
13	転校を希望する場合はどうすればよいのか。	○閉校に伴い、新たな通学区域は光が丘第三中学校に編入することを検討しています。ただし、生徒・保護者の希望があれば、光が丘第三中学校以外の学校にも指定校変更ができるよう配慮を行っていきます。
14	転校する場合の新たな学用品の負担は区が行うのか。	○転校先の学校でも使用できるものはそのままお使いいただけます。また、標準服や体操着など学用品については公費で負担していく方向で検討しています。 ○ただし、対象品目や対象期間などの負担の範囲については、今後、保護者の皆さまのご意見を伺いながら検討いたします。
V 来年度の新中学1年生について		
15	指定校となる中学校はどこになるのか。	○平成31年度以降の光が丘第四中学校の学区域は、光が丘第三中学校の学区域に編入することを検討しています。そのため、平成30年度までの間は、この学区域の指定校は光が丘第四中学校ですが、光が丘第三中学校も指定校とみなします。 ○ただし、生徒・保護者の希望に基づき、光が丘第三中以外の学校に指定校の変更ができるよう配慮を行っていきます。

No.	主な意見	意見に対する考え
16	閉校時に転校する場合、どの中学校になるのか。	<p>○平成31年度以降の光が丘第四中学校の学区は、光が丘第三中学校の学区に編入することを検討しています。そのため、平成31年度のこの学区の指定校は光が丘第三中学校となります。</p> <p>○ただし、生徒・保護者の希望に基づき、光が丘第三中以外の学校に指定校を変更ができるよう配慮を行っていきます。</p>
17	学校選択制で他校を希望したが抽選の結果、落選した場合はどのようなになるのか。	<p>○この場合、原則として、光が丘第四中学校または光が丘第三中学校が指定校になりますが、生徒・保護者のご希望に基づき、2校以外の学校に指定校を変更できるよう配慮を行っていきます。</p>
18	選択希望票を一度提出したが、悩んでいる。説明会以降、希望先を変更することはできるのか。	<p>○中学校の入学手続きについてお悩みであれば、学務課学事係にご相談ください。個別の事情を伺い、生徒・保護者のご希望に沿えるよう配慮を行っていきます。</p>
19	光が丘第八小学校の学区は、光が丘第三中学校までの距離が遠い。通学区の見直しを行わないのか。	<p>○中学校の場合、学校選択制もあり、また、選択制の中で仮に抽選で漏れてしまっても、個別の事情に応じて指定校変更を行う制度もあります。光が丘第三中学校以外の学校に入学をご希望される場合など、中学校の入学手続きについてお悩みであれば学務課学事係にご相談ください。</p> <p>○現在でも、光が丘第八小学校から光が丘第三中学校を選択する方もおり、通学区の見直しは学校選択の状況等を踏まえて検討していきます。</p>
VI その他		
20	校歌や校章その他の学校の歴史をどのように残していくのか。	<p>○前回の適正配置と同様に、校歌、校章、校旗など光が丘第四中学校の歴史を少しでも保存できるよう、保護者や地域の皆さまと一緒に検討していくことを考えています。</p>

No.	主な意見	意見に対する考え
21	光が丘第四中学校の跡地はどのように活用するつもりなのか。	<p>○光が丘第四中学校の跡施設等（統合により学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用については、区全体の重要な課題です。</p> <p>○将来人口の見通しや区民ニーズの変化などを踏まえ、地域の方々のご意見を伺いながら今後検討していきます。</p>

練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画

平成 29 年（2017 年）3 月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎11階

電話 (03) 5984 - 1034

FAX (03) 5984 1221

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>
